

## 錦江町農業委員会 7月定例総会会議録

○ 開催日時 令和6年7月25日（木） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 推進委員 内藪推進委員

○事務局職員 事務局長 坂口 美智代

書記 永田 宗成・折久木 まり子・中野 好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第13号 農地法第3条許可申請について

議案第14号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第15号 農地バンク法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対す  
る農業委員会の意見聴取について

○事務局	皆さんこんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和6年7月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。農業委員会憲章の朗読に入ります。本日は、13番毛下委員にお願いいたします。
○毛下委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長がご挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。大変暑い日が続いております。農業委員会では8月には2町研修もあり、また利用状況調査のほうも入ってくるかと思っておりますので、十分体調には気をつけて一緒に頑張っていきましょう。それではただいまより、令和6年7月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。内菌推進委員より欠席の報告が来ておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に11番本釜委員と12番寺田委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題といたしますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。1ページをお開きください。7月2日、大隅地区農業委員会連絡協議会総会が鹿屋市で開かれまして、安水会長と私で出席しております。翌日3日、農業者年金加入推進特別研修会、鹿児島市のほうで鳥越代理、鍋委員、折久木書記が出席しております。8日、臨時議会、16日、なんぐう農政協議会総会が南大隅町で安水会長が出席されています。22日、鹿児島県農業会議夏季巡回訪問ということで、年金の推進の関係で本庁にいらっしゃって、私と折久木書記で対応させていただいております。そして本日25日、農業委員会7月定例総会となっております。以上です。
○会長	はい。ただいまの会務報告についての質疑等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、附議事項に入ります。議案第13号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは3ページをお開きください。受付番号6番です。譲渡人の方が〇〇さん、塩屋の方です。経営規模はお目通しください。場所は、城元字集り1372番2、地目は台帳現況とも田、地積が1,291㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模等はお目通しください。以上になります。
○会長	次に、受付番号6番について、本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい、6番を報告いたします。こちらは兄弟間の贈与であります。譲受人の〇〇さんは鹿屋ですが、機械などは、〇〇さんから借りるとのことです。作物も一緒に教えてもらいながら作るということでした。終わります。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。

○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。議案第 13 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 13 号については原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第 14 号旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では 5 ページをお開きください。受付番号 28 番から 33 番の貸し人の方が、〇〇さん、段中野の方です。場所は 6 筆ありまして、城元字斜木に 5 筆、城元字三角が 1 筆です。地番はお目通しください。地目は全て畑です。地積につきましては合計で 14,866 m <sup>2</sup> です。期間が令和 6 年 7 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料金につきましては合計で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号 34、35 番の貸し人の方が、〇〇さん、協和の方です。場所は 2 筆ありまして、いずれも城元字斜木です。地番はお目通しください。地目は 2 筆とも畑で、地積は合計で 3,338 m <sup>2</sup> です。期間が令和 6 年 7 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、鹿屋市の方です。受付番号 36 から 38 番の貸し人の方が、〇〇さん、大阪府の方です。場所は 3 筆ありまして、いずれも城元字池ノ上です。地番はお目通しください。地目は全て畑で、地積が合計で 8,201 m <sup>2</sup> です。期間が令和 6 年 7 月 26 日から令和 6 年 12 月 14 日までです。小作料は全部で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、安水の方です。続いて、次のページです。受付番号 39 から 43 番の貸し人の方が、〇〇さん、上山ノ口の方です。場所は 5 筆ありまして、全て田代麓字中村上原です。地番はお目通しください。地目は全て畑です。地積が合計で 6,504 m <sup>2</sup> です。期間が令和 6 年 7 月 6 日から、令和 15 年 12 月 14 日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方が、〇〇さん、昇陽の方です。また別紙で A 4 の用紙が配布してありまして、そちらのほうに借りられる方の詳細がありますので、そちらもお目通しください。以上になります。
○会長	はい。ただいま事務局から説明がありましたが、ここで、28 番から 38 番について私のほうが報告をいたします。受付番号 28 番から 35 番までは全て池田団地内にある圃場です。借り人の〇〇さんは、現在 10 町歩ぐらいの耕作をやっている方で、大変やる気のある青年であります。圃場内も圃場周りもきれいにされており、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。次に、受付番号 36 番から 38 番については、全てこの圃場も池田団地内にある圃場です。これは大変期間が短くなっておりますが、1 回作物をつくってみて自分のつくる作物に合うかどうかを判断した上で、次も引き続き契約するかどうか考えてみたいということで、短くなっております。借り人の〇〇さんは、圃場内も圃

	場周りも大変きれいにしており、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。次に、折小野推進委員の報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	はい。39番から43番について報告します。この案件は、中村上原という地名のところなんですけど、田代中学校の東側のほうになるところです。この畑は地主の〇〇さんが、何年か前までつくっていらっしゃったんだけど、ちょっと体調が悪いつちゅうことで、何年か放置されて、竹やら雑草が生え過ぎてしまったので、なかなか借手が見つからないとこでした。でも〇〇くん相談したところ、これぐらいの荒れ地なら何とかかなりますと言ってくれて、つくりますよということで、契約させていただきました。南部開発の畑かんがついてるところなんですけど、耕作してから2年間は、借地料を〇〇でちゅうことで、契約させてもらいました。というのはやっぱ荒れ地で、畑に戻すには、普通の畑にちゃんと作物がつかれるようになるには、大体1年から2年ぐらい、きれいにしてみないとできないということで、それで借地料を2年間〇〇でお願いしますと、〇〇さんのほうに相談したところ、それで結構ですって言われたので、一応そういう条件で契約をさせていただきました。〇〇くんは、甘藷、露地野菜を栽培していらっしゃいまして、そういう荒れ地にも対応できる重機を持ってらっしゃるので、結構きれいにできると言われたので、お願いしたところです。審議の方をよろしくお願いします。
○会長	はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明と担当委員の報告がありました。質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第14号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第14号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第15号農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の意見についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	それでは8ページになります。今回につきましては、全部で17件案件があります。受け手の方につきましては、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんの6人となっております。場所につきましては、田代川原のほうの田が11筆と畑が3筆の合計14筆の17,038㎡です。田代麓のほうに田が3筆ありましてそれが6,121㎡です。出し手の方につきましては、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの7名となっております。期間につきましては、全て令和6年10月1日から令和11年の9月30日までの5年間となっております。その他の地番と賃借料についてはお目通しください。以上になります。
○会長	ただいま事務局から説明がありました。質疑はありませんか。

○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。議案第 15 号については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 15 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。以上で令和 6 年 7 月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。
○事務局	それでは以上をもちまして令和 6 年 7 月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

11 番

12 番

議事録調整者